

事務連絡
令和5年12月18日

各 都道府県、市町村

}	障害保健福祉部局	}	御中
	衛生主管部局		

厚生労働省社会・援護局
精神・障害保健課
障害福祉課

「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」
の発出について（周知依頼）

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）が改正されたことに伴い、精神科病院における退院促進に関する措置に関して、別添のとおり、各都道府県知事及び指定都市市長あてに「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和5年11月27日付障発1127第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）を発出したところです。本通知は、主に、精神科病院内における取組について具体的な運用をお示したのですが、各都道府県においては、下記の観点に留意いただき、管下の市町村に対して本件に関する窓口を確認するとともに、管下の市町村及び事業者においても適切な運用を徹底いただけるよう、周知をお願いいたします。

記

- 1 精神保健福祉法第29条の7第2号及び第4号等に基づき、従前より地域援助事業者であった特定相談支援事業者等に加え、以下の事業を行う者が新たに地域援助事業者として位置づけられました。
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業（障害者相談支援事業）又は同条第3項各号に掲げる事業（地域生活支援拠点等）
 - ② 障害福祉サービス事業

地域援助事業者の役割については、通知「第3 地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助」に記載のとおりですので、内容について十分ご了解の上、入院者に対する積極的な支援に努めていただくようお願いいたします。

- 2 市町村においては、上記1①の事業の実施主体として地域援助事業者となることを踏まえ、事業を委託している場合は委託先の事業者にも通知の内容を周知するとともに、精神科病院並びに入院者及びその家族等から連絡があった場合には、当該入院者に対して障害福祉サービス事業者の紹介を行う等、積極的な支援に努めていただくようお願いいたします。なお、精神科病院が第一に連絡をするのは、都道府県又は市町村の精神保健福祉部局であることが想定されますが、精神保健福祉部局は、障害福祉サービスの担当部局等の適切な市町村窓口を紹介する等、庁内の連携を図っていただくようお願いいたします。